

国土交通省、利用者保護対策を発表

当協会は、自動車運転代行業における利用者保護の確保を図るため、昨年6月より4回にわたる国土交通省との意見交換会、また会員業者を参加対象とした懇談会を実施してきました。国土交通省はこれまでの実態調査における利用者の声や、意見交換会、懇談会における業界団体からの要望を踏まえ、3月22日、自動車運転代行業における新たな利用者保護対策を発表。各対策については、4月から順次実施されています。利用者保護対策の詳細については、P2以降をご参照ください。

当協会初、国土交通省と会員業者との懇談会開催



2月1日(月)、経済産業省別館会議室(東京・霞ヶ関)で、国土交通省との懇談会が開催されました。国土交通省から自動車局旅客課旅客運送適正化推進室、因泥室長が出席され、会員業者30名余が参加しました。懇談会は昨年12月に国土交通省から示された対応方針と料金ガイドライン(案)を中心に意見交換が進められました。料金ガイドライン(案)で料金設定のあり方として不当廉売(独占禁止法)の注意を促す文言が入っていることに対し、参加者からは「低料金問題の解決につながる」と賛同の声が挙がりました。また違法行為防止策の検討に関連し、街頭活動の強化や立入検査の実効性を求める意見も多く発せられ、因泥室長は、業界からの通報制度の導入に向けて「地方組織の整備、拡大を図ってほしい」と、協会支部の組織率向上を要請されました。

会員業者と国土交通省との懇談の場を設けるのは初めての試みでしたが、運転代行業の健全化・適正化をめぐり自由で活発な意見交換がなされ意義あるものとなりました。

大変ご好評をいただきましたので、今年度は、運転代行業の活性化をテーマとした懇談会を企画したいと考えております。また、協会支部においては地方行政との意見交換の場を設け、運転代行業者による違法行為防止キャンペーン等を積極的に実施していただきたいと思います。

「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた『利用者保護』に関する諸課題への対策」を踏まえて運転代行業者がすべきこと

●「諸課題への対策」に対するお問合せ先は別紙一覧表をご参照ください。

○料金制度に関するガイドライン（平成 28 年 4 月 1 日実施）

平成 28 年 4 月 1 日から

「料金ガイドライン」を参考に料金体系・料金水準を定める

国土交通省は、これまでの実態調査において利用者から「料金システムが分かりにくい」との声が多く挙がったことを背景に、運転代行の料金体系を利用者にとってシンプルで分かりやすいものとするため、料金の種類および適用地点等の指針として「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン」（以下、「料金ガイドライン」）を策定しました。

「料金ガイドライン」は運転代行業者が料金を定める際の指針であり強制力はありませんが、運転代行業の健全化・適正化を目指す皆様におかれましては、「料金ガイドライン」を参考にして、これに沿った料金体系および不当販売に当たらない料金水準となるよう、必要に応じて料金の見直しを積極的に図っていただきたいと思います。利用者へのサービス向上は運転代行の需要拡大にもつながります。

また、全業者が「料金ガイドライン」に沿って料金体系を見直すことは、次のステップとして料金メーターの導入等、料金の適正な収受を検討することにもつながり、**料金問題解決への第一歩**となります。

○自動車運転代行業約款の改定（平成 28 年 10 月 1 日実施）

平成 28 年 9 月 30 日まで

随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講ずる

近年、随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準自動車運転代行業約款において随伴用自動車の運行による自動車損害賠償責任が追加されました。平成 28 年 10 月 1 日から実施となりますが、契約手続等にある程度時間がかかりますので、事前に余裕を持って契約手続きを済ませましょう。

・改正された標準自動車運転代行業約款（以下、改正標準約款）と同一の約款を定める場合

改正標準約款の内容に適合する随伴用自動車の損害賠償措置を講ずるよう、契約を締結して下さい。なお、随伴用自動車の損害賠償措置としては、一般的な自動車の任意保険等になりますが、契約の際には以下の点にご注意下さい。

※対人 8,000 万円以上 対物 200 万円以上

車の使用目的 「業務用」

不担保条件が付されている場合、運転代行業務従事者が補償を受けられる条件に合致していること

平成 28 年 10 月 1 日から

変更した約款を営業所に掲示する

改正標準約款と同一の約款を定め、それを営業所に掲示してください（法第 13 条第 1 項）。

平成 28 年 10 月 1 日から

約款変更に伴う利用者への役務提供の条件説明用書面の変更

利用者に運転代行役務を提供する際、自動車運転代行業約款の概要を記載した書面を交付するとともに口頭で説明（法第 15 条、国交省令第 6 条）しなければなりません。説明用書面の内容に改正標準約款を反映させたものを使用しましょう。

※国土交通省と業界団体協同で標準化した様式を作成予定です。標準化した様式は今般の対策による改正点も含めて内容を整理していますので、是非ご活用下さい。

・標準約款以外の約款を定める場合

約款の実施予定日の 30 日前（平成 28 年 8 月 31 日）まで

自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を都道府県知事に提出して下さい（法第 13 条第 3 項、法施行令第 7 条第 1 項）。詳しくは都道府県担当窓口へお問い合わせ下さい。

注：約款の内容が改正標準約款の内容を下回るものは認められません。

平成 28 年 9 月 30 日まで

約款に基づき、随伴用自動車の損害賠償措置を講ずるよう、契約を締結して下さい。

平成 28 年 10 月 1 日から

変更した約款を営業所に掲示しなければなりません（法第 13 条第 1 項）。

利用者に運転代行役務を提供する際、自動車運転代行業約款の概要を記載した書面を交付するとともに口頭で説明（法第 15 条、国交省令第 6 条）しなければなりません。説明用書面の内容に変更した約款の内容を反映させたものを使用しましょう。

○随伴用自動車の表示の厳格化（平成 28 年 10 月 1 日実施）

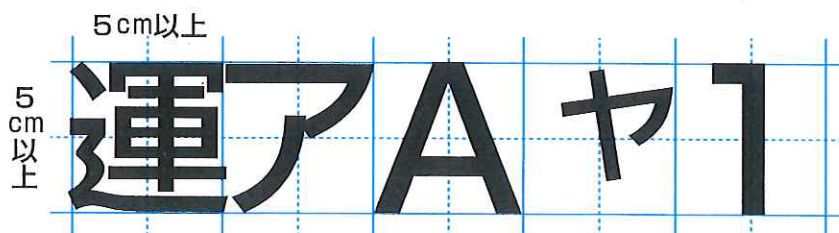
平成 28 年 9 月 30 日まで

随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を告示に従い改める

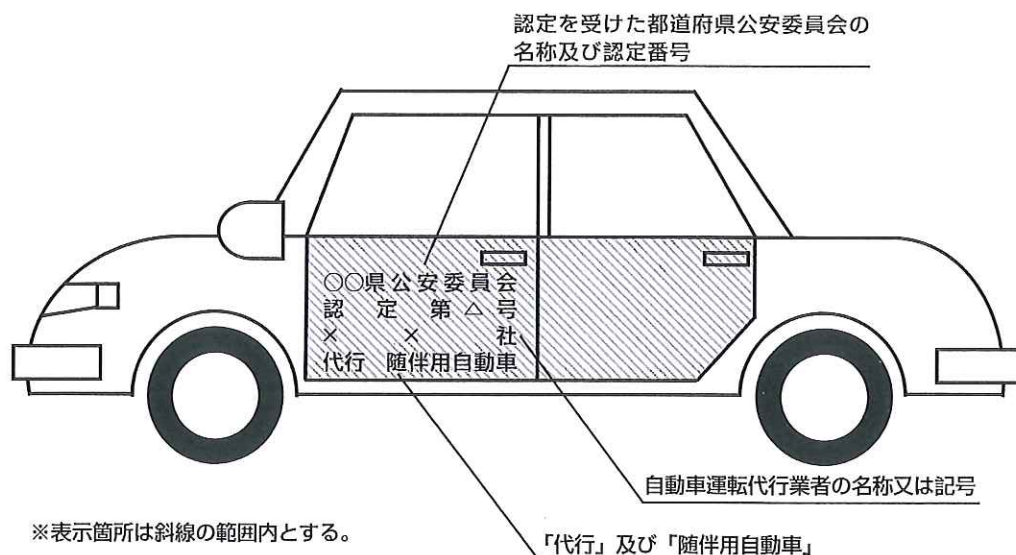
改正点

- ・車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）に表示する。
- ・マグネット不可
- ・文字の大きさを縦横それぞれ 5 cm 以上としなければならない。

文字のサイズ縦 5 cm × 横 5 cm 以上



- ・公衆及び利用者に見やすい表示



※補足説明

横書き

見やすい表示

ペンキ等（マグネット不可）

車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）に表示

表示項目

- ・ 認定を受けた都道府県公安委員会の名称及び認定番号
- ・ 自動車運転代行業者の名称又は記号
- ・ 「代行」及び「随伴用自動車」

行灯（任意設置）の表示
「代行」の文字を大きく表示

- ・ 文字について
促音（小さい「っ」）、拗音（「小さい「ゃ」「ゅ」「ょ」等）については十分に見える表示であれば、他の5 cm以上の文字より小さくても構いません。
- ・ 位置について
車体の両側面のドア部分（窓ガラスを除く）であれば、いずれの位置でも構いません。自動車運転代行業者の名称の文字数が多く、1行におさまらない場合、「株式会社」を「(株)」、「有限会社」を「(有)」と省略するのは構いませんが、名称自体の省略は認められません。前後ドアにまたがって表示するか、複数行にする等して表示して下さい。
- ・ 見やすい表示について
表示する文字の色が車体の塗色と同系色とならないように、また著しく線が細い等、不鮮明でないようにする。
- ・ 「ペンキ等」に含まれるもの
ペンキ、カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム、ステッカー
注：ガムテープによる貼付け、マグネット板（接着したものを含む）は含まれない。

○役務提供の条件説明用書面の標準化

○運転代行業務従事者に対する指導・教育マニュアル作成

説明用書面の標準様式と従事者向けマニュアルについては、今後、業界団体において行政と連携を図りながら作成していく予定です。

平成28年度中の実施予定となりますが、完成日程や配布方法等、詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

「伊勢志摩サミット」の開催に伴う交通対策への協力依頼について

5月26日(木) 27日(金)の2日間、三重県志摩市において首脳会議「伊勢志摩サミット」が開催されます。

これに伴い、5月25日(水)から28日(土)までの4日間、各国首脳等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、一般交通に対する影響を最小限にとどめるための交通対策が実施されます。

このたび警察庁交通局長より協会丹澤会長宛に、各種交通対策の広報に協力するようにとの依頼がありましたので、その内容をお知らせいたします。今回の首脳会議においては、各国首脳等が中部国際空港から会場となる三重県志摩市まで車両で移動する場合に予想される交通混雑を軽減するための広域的な交通総量の抑制及び分散を図るため、対象地域等への自動車の乗り入れに対し自粛するようにとの要請です。

会員及び業者各位のご配慮をお願いいたします。

●対象地域等

(1) 高速道路等

対象路線	範囲
中部国際空港連絡道路	全線
知多横断道路	全線
知多半島道路	全線
南知多道路	半田IC～半田中央JCT
名古屋第二環状自動車道	全線
名古屋高速大高線	全線
名古屋高速東海線	全線
名古屋高速都心環状線	全線
伊勢湾岸自動車道	豊明IC～四日市JCT
東名阪自動車道	名古屋西JCT～亀山JCT
新名神高速道路	全線
名阪国道	全線
伊勢自動車道	全線
伊勢二見鳥羽ライン	全線
第二伊勢道路	全線

(2) 一般道路

- ア 愛知県内＝名古屋高速都心環状線の内側、名古屋駅、金山総合駅、名古屋城、大府IC及び常滑市セントレア周辺
イ 三重県内＝伊勢市、鳥羽市及び志摩市全域

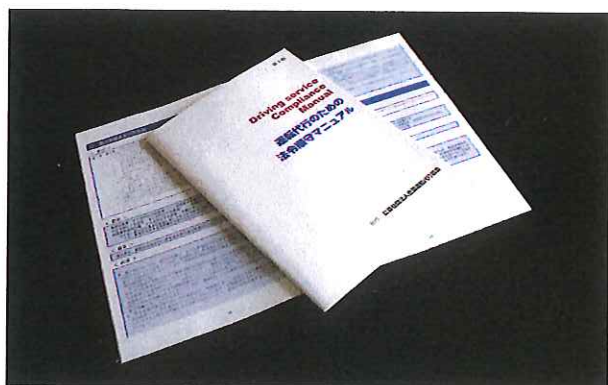
業界健全化、新規顧客獲得をめざして、協会作成ツールを活用しましょう。

●法令順守マニュアル

運転代行業者が代行業を営むうえで知っておかなければならない諸法令と解説等を記載したものが、この法令遵守マニュアルです。内容は、自己点検チェック表をもとに、各項目の運転代行業法に関する法令の法的根拠条文、罰則規定、趣旨、内容をまとめました。健全に運転代行業を営むために、このマニュアルを使って現行法に対する知識を深め、併せて従業員教育等にご活用ください。

支部長各位にお願い

この法令遵守マニュアルを、都道府県運転代行担当窓口(別紙で各都道府県担当窓口一覧表を同封)に向け、協会活動の一環としてご紹介ください。詳細は協会本部事務局までお問い合わせください。



●運転代行利用ガイドライン



写真上 運転代行利用ガイドライン 下 同ポケット版

運転代行利用ガイドラインは、利用者が安全・安心な代行業者選びの目安とするため、運転代行の正しい使い方を説明したものです。運転代行の利用を促進するツールとしてぜひ積極的にご活用ください。

主な利用方法

- 飲食店等に置いていただき、利用者へ配布
- 支部活動、地域活動の一環としてのキャンペーンやイベントに活用(本部事務局へ問い合わせを)

頒布価格 ガイドライン＝1セット100冊入り(送料込み) 1,500円 ●ポケット版＝1セット200枚入り(送料込み) 2,000円

TOPICS

白タク防止キャンペーンを継続して実施中！

あわせて AB 間も違法行為であることを周知させましょう。

当協会では、警察庁と国土交通省の後援を受け、両省庁名入りの「白タク行為根絶チラシ」を作成し、昨年9月から運転代行利用者および一般ドライバーにむけて、白タク行為が違法であることを周知させるためのキャンペーンを展開しています。

会員各位はもちろんのこと、運転代行業者全てが白タク、AB間輸送が違法行為であることを、運転代行利用者に理解いただき、万一求められてもされても絶対にお断りしましょう。

●これまでのチラシ配布先

- ・都道府県警察本部
- ・都道府県運転代行担当窓口
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会（全飲連）を通じて全国都道府県各組合

●会員各位には100枚単位で無償提供いたします。支部活動の一環としてご活用ください。

ご希望の方は本部事務局までお申し込みください。

申込先 公益社団法人全国運転代行協会 本部事務局
〒103-006 東京都中央区日本橋兜町9-7
電話 03-3668-2788 FAX 03-3668-2789

代行業者のクルマには

乗れません。

万一事故にあっても
十分な補償が
受けられない
場合があります。



白タクの依頼はやめましょう!!

- お客様をタクシー代わりにお乗せすることは**禁止されています**。
- お客様をお店などからクルマの駐車場までお乗せする、いわゆるAB間輸送は、無償でもわずかな距離でも**違法となります**。

公益社団法人
JDA 全国運転代行協会
後援 警察庁・国土交通省

「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び「通知カードの本人確認書類としての取扱いに係る周知について」の依頼文が警察庁から

- 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）等に添った対応をお願いいたします。

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト
(<http://www.ppc.go.jp/le>) をご覧ください。

- 個人番号の通知に用いられる通知カードにあつては、一般的な本人確認の手続きに使用することは適当ではないとされていますが一部の事業者等が本人確認の手続で使用していたことが判明したことから、通知カードの本人確認書類としての取扱いについて、今一度周知いたします。

詳しくは総務省ウェブサイト
(<http://www.soumu.go.jp>) をご覧ください。

協石川県支部、熊本地震被災者へ 義援金募集活動開始

協会石川県支部（中川支部長）では、タクシー業者と代行業者が加盟する北陸旅客センターと提携、

東北大災害時と同じく、随伴用自動車に募金箱を備えて、代行利用客に熊本地震被災者への義援金を募る活動を開始しました。集まった義援金は、地元テレビ局、新聞社を通じて被災地に送られます。

全国運転代行協会第21回通常総会開催のご案内

- 日 時：6月27日（月）午後1時開始
 - 会 場：東京都中央区日本橋茅場町 鉄鋼会館9階
- 詳細は改めてご案内いたします。会員各位におかれましては、万障お繰り合わせの上ご出席ください。

「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた
『利用者保護』に関する諸課題への対策」についての問合せ先

国土交通省 自動車局 旅客課 電話：03-5253-8572 03-5253-8111(内線41-273)

都道府県名	担 当 部 署 名	電話番号	都道府県名	担 当 部 署 名	電話番号
北海道	総合政策部 交通政策局 交通企画課 交通ネットワークグループ	011-204-5893	福井県	総合政策部 交通まちづくり課 総合交通対策グループ	0776-20-0291
	空知総合振興局 地域政策部 地域政策課	0126-20-0034	山梨県	リニア交通局 交通政策課	055-223-1353
	後志総合振興局 地域政策部 地域政策課	0136-23-1419	長野県	企画振興部 交通政策課	026-235-7015
	胆振総合振興局 地域政策部 地域政策課	0143-24-9567	岐阜県	都市建築部 都市公園整備局 公共交通課	058-272-8654
	日高振興局 地域政策部 地域政策課	0146-22-9077	静岡県	交通基盤部 都市局 地域交通課	054-221-3194
	渡島総合振興局 地域政策部 地域政策課	0138-47-9028	愛知県	県民生活部 地域安全課 交通安全グループ	052-954-6177
	檜山振興局 地域政策部 地域政策課	0139-52-6481	三重県	地域連携部 交通政策課 生活交通班	059-224-2805
	上川総合振興局 地域政策部 地域政策課	0166-46-5915	滋賀県	土木交通部 交通戦略課	077-528-3682
	留萌振興局 地域政策部 地域政策課	0164-42-8425	京都府	安心・安全まちづくり推進課	075-414-4367
	宗谷総合振興局 地域政策部 地域政策課	0162-33-2915	大阪府	都市整備部 交通道路室 道路整備課	06-6944-6788
	オホーツク総合振興局 地域政策部 地域政策課	0152-41-0623	兵庫県	企画県民部 地域安全課 交通安全室	078-362-9071
	十勝総合振興局 地域政策部 地域政策課	0155-26-9014	奈良県	県土マネジメント部 地域交通課	0742-27-8939
	釧路総合振興局 地域政策部 地域政策課	0154-43-9143	和歌山県	企画部 地域振興局 総合交通政策課 地域交通班	073-441-2343
	根室振興局 地域政策部 地域政策課	0153-23-6817	鳥取県	地域振興部 交通政策課	0857-26-7641
青森県	環境生活部 県民生活文化課	017-734-9232	島根県	地域振興部 交通対策課	0852-22-5100
岩手県	政策地域部 地域振興室	019-629-5206	岡山県	県民生活部 県民生活交通課	086-226-7291
宮城県	震災復興・企画部 総合交通対策課 交通安全班	022-211-2438	広島県	環境県民局 県民活動課	082-513-2723
秋田県	生活環境部 県民生活課	018-860-1523	山口県	商工労働部 交通政策課	083-933-3120
山形県	企画振興部 交通政策課	023-630-2161	徳島県	県土整備部 運輸総局 交通戦略課	088-621-2128
福島県	生活環境部 生活交通課	024-521-7158	香川県	交流推進部 交通政策課	087-832-3130
茨城県	企画部 企画課 交通対策室	029-301-2536	愛媛県	企画振興部 地域振興局 交通対策課	089-912-2251
栃木県	県土整備部 交通政策課 公共交通担当	028-623-2447	高知県	産業振興推進部 交通運輸政策課	088-823-9732
群馬県	県土整備部 交通政策課 地域交通係	027-226-2382	福岡県	企画・地域振興部 交通政策課	092-643-3166
埼玉県	企画財政部 交通政策課	048-830-2232	佐賀県	交通政策部 新幹線・地域交通課 身近な移動手段確保推進室	0952-25-7525
千葉県	環境生活部 くらし安全推進課	043-223-2363	長崎県	企画振興部 新幹線・総合交通対策課	095-824-1111 (内線 2065)
東京都	青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課	03-5388-3127	熊本県	企画振興部 交通政策・情報局 交通政策課	096-383-1111 (内線 3553)
神奈川県	安全防災局 安全防災部 くらし安全交通課	045-210-1111(代表) (内線 3553、3555)	大分県	企画振興部 観光・地域局 交通政策課	097-506-2153
新潟県	交通政策局 交通政策課	025-280-5110	宮崎県	総合政策部 総合交通課	0985-26-7037
富山県	知事政策局 総合交通政策室	076-444-3123	鹿児島県	企画部 交通政策課 陸上交通係	099-286-2455
石川県	企画振興部 新幹線・交通対策監室 交通政策課	076-225-1332	沖縄県	企画部 交通政策課	098-866-2045

関係諸団体問合せ先：(公社)全国運転代行協会、(公財)運転代行振興機構、ジェイ・ディ共済協同組合、全国運転代行共済協同組合